

第3回 忠岡町男女共同参画計画策定懇話会
議事録

開催日時	平成23年2月14日（月） 午後14時開会～午前15時30分閉会
開催場所	忠岡町役場2階 健康講座室
議長	古久保委員
出席者	古久保委員、上ノ山委員、吉田委員、高見委員、櫻井委員、正木委員、堀田委員、中村委員、朝倉委員、亘委員、高迫委員（以上11名）
欠席者	林委員
議事	（1）忠岡町男女共同参画計画（素案）の検討 （2）今後のスケジュール （3）その他
資料	・資料1 第2回忠岡町男女共同参画計画策定懇話会議事録 ・資料2 第2回忠岡町男女共同参画計画策定懇話会（10/25）での意見要旨とその対応について ・資料3 忠岡町男女共同参画計画書（素案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	開会
事務局	○挨拶 只今より第3回忠岡町男女共同参画計画策定懇話会を開催させていただきます。開会にあたり、議長の古久保先生よりご挨拶を頂戴いたします。
議長	○挨拶
事務局	○配布資料確認 それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、設置要綱第6条第1項の規定によりまして、議長であります古久保先生にお願いをいたします。
議長	それでは、お手元の次第によりまして、議事を進めさせていただきます。 議題1の「忠岡町男女共同参画計画（素案）の検討」をしていきたいと思えます。前回、計画の基本的な考え方としての総論部分、資料3の第1章から第3章を中心に審議いただきました。今回は、前回の内容を柱にしながら、具体的にどのような事業を実施し、どのように推進していくのかについて記述している第4章と第5章が加わった形で資料が作られています。今回ご審議いただいた内容を踏まえて、今週金曜日から計画案を一般公開し、パブリックコメントを受け付けるというスケジュールを考えておりますので、ぜひ、お気づきの点があれば色々ご意見をいただきたいと思います。 それでは、資料2と資料3について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	○資料説明
議長	ありがとうございました。ご質問、ご意見等はございますか。 ひとつ、私からご質問させていただきます。男女共同参画を進める上で、役場の中では担当課・担当室のみならず、全課での関わりというのが非常に重要になるのではないかと思います。この基本方針、あるいは具体的な施策という中では、忠岡町の全課が参画してともにやっていくということで理解してもよろしいでしょうか。

事務局	そのとおりです。役場内だけではなく、企業や各種団体なども関係してきますので、色々と協力しながら考えていきたいと思っております。
委員	P21、各種審議会への女性委員の登用促進とありますが、審議会は全部でいくつあるのですか。
事務局	行政委員と付属機関を合わせて、25 程度です。その中には女性の審議会委員が入っていないものもありますので、今後は女性の委員にご参加していただけるようにと考えております。P21 の表をご参照下さい。
委員	資料には全般的に網羅してあるとの事だが、重点事業というか、本当に行動を起こせる事業を絞っていかないと、無理が出るのではないか。
事務局	関係部署で協議しまして、全体で対応していくところ、また各々協力して対応していくところなど担当部署を分けてありますので、その中で研修や啓発活動を進めていきたいと思っております。
委員	全部の活動をしなければいけないのは分かるが、本当に全て実行できるのか。重要性のあるものをピックアップして、それだけは必ず行動を起こすということが必要ではないか。
事務局	記載のとおり、10 年間の計画ということで年次的にやっていくことを考えているのですが、仰るとおり、庁内の検討委員会などで上げさせていただいて重点項目の洗い出しを行って、確実に進めていくようにしたいと思えます。
委員	今後 10 年、年次計画をどのように進めていくのか、進捗状況を教えていただいたり、意見を申し上げることのできる会も必要ではないかと思えます。
事務局	進捗状況等はパーセンテージでは表しにくいものもありますが、出来る範囲で資料を作りたいと思えます。また、条例を作っていく必要もあると思われそうですし、審議会等を設けるといふ形も考えておりますので、これについても検討させていただきたいと思えます。
委員	我々委員の任期はいつまでか。
事務局	当懇話会については、計画書の作成までとなっておりますので、年度内となっております。

	今後は年に一度程度、一年ごとの進捗状況の確認はやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
議長	年次計画には、パーセンテージなどの具体的な数値目標が入ることをイメージしておられるのですか。
事務局	数字の記入については難しいが、検討させていただきたいと思います。
委員	来年、役場の職員が人事異動しても、この事業は引き継がれるのか。
事務局	職員が変わったり、課が無くなったりしても、役場としてはこの事業を継続していきます。
委員	庁内で既に取り組んでいる活動も、より充実させていくのですか。
事務局	今までは男女共同参画の基本的な計画が無い中で施策を展開していたのですが、改めて記載することによって、各課が施策に従事することやその進捗状況も調べることができますので、その方向で進めていきたいと思っています。
委員	今 0%の項目もあれば 10%の項目もあると思いますが、10 年後に全てを 100%にするのは難しいと思いますので、10 年後に必ず 100%を目指す項目を絞った施策の方が良いのではないのでしょうか。
事務局	計画に基づいて進めさせていただく中で、どれだけの進捗があったかと言うことも分かるでしょうし、先ほども仰って頂いたように、重点項目なども判断しながら、100%達成できる方向で示して行きたいと思っています。 ただ、これにつきましては地域の住民や企業の関係もございますし、100%達成できるとは言いきれないところもありますのでご了承願えればと思います。
委員	意識調査結果は、年齢によっても変わってくる。10 年後というと男女が逆になる時代が来ることも考えられる。
事務局	昨年度もアンケートを実施しておりますが、計画の見直し時にはまたアンケートをとって経年比較を行いたいと思っています。
委員	家庭における男女平等などでも、男性の家事については男性の料理教室も徐々にニーズが増えてきていますし、そういったことを考えても、一年一年

	意識のパーセンテージが変わっていくのではないかと思います。
議長	現実を常に踏まえて施策を進めていただきたい、ということですね。
委員	P38 の No. 69 高齢者への上下水道の減免措置は、実施しているのなら書かなくてもよいのでは。
委員	実施しているから、実績として書いているのでは。忠岡町は、高齢者の福祉は充実しています。子どもの虐待件数は出ているのですか。
事務局	我々が実施している相談事業では、DV関係は昨年で1、2件の相談がありますが、虐待は事例がありません。ただ、役場が把握していないだけという可能性はあります。
議長	DVや虐待の正確な実態把握も重要だという認識があって、相談事業に力を入れていくという認識でよろしいのですか。
事務局	相談事業の中で、忠岡町の実態把握も進めて行きたいと考えております。
委員	福祉課への相談があるという点も、把握できているのですか。
事務局	はい。
委員	相談しやすい窓口を作るのは重要だという話が出ています。相談しようにも、どこに相談したらよいのか分かりにくいという意見もありますので、社会福祉のほうでも対策が必要だと思います。
事務局	我々も相談事業を実施していますが、岸和田の人が忠岡町へ相談に来る、忠岡町の人が泉大津へ相談に行く、などといった事例もありますので、広域で連携して解決に努めているところではあります。
委員	住民にも協力する意識を持ってもらいたいと思います。
事務局	住民や企業に関しては、啓発活動や研修会などに参加していただくことが重要だと感じております。
議長	これは基本計画ですから、あまり具体的な施策に関しては記載されていないと思いますが、具体的な施策として下ろす際には、本日お話が出たようなことももう一回考えていただければよいかと思います。

	資料 2 で、前回の懇話会で出た意見に対する町の方からの対応についてまとめておられますが、こちらについても、ご質問、ご意見はございますか。
委員	ずいぶん女性が出ようになりました。かつては大阪府で女性委員は 10 人もいないような状態でしたが、今では半数は女性になってきて、時代も変わりました。
委員	忠岡町で、今回初の取り組みだという施策はありますか。
事務局	全く一からの取り組みというのはありません。国の施策も踏まえて進めています。
委員	男女共同参画社会基本法ができたのはいつですか。
議長	1999 年（平成 11 年）です。
事務局	10 年以上経過していますから、見直しの時期に来ており、統計と施策の策定をあわせて進めています。
委員	以前と違うのは、P28 の No. 38 性同一性障害の問題が取り上げられているところですね。
委員	今まで各庁それぞれで進めてこられた問題もあると思うのですが、基本方針を明文化することによって、全庁でそれに照らして見直しをしていくと、いくつか問題点が出てくると思います。進捗状況の報告の時には、その問題点と改善の取り組みを明らかにしてほしい。
事務局	毎年の進捗状況の中で、それも念頭に入れていきたいと思っています。
議長	他の施策が、男女共同参画の施策と矛盾するのではないか、という疑問が起こったときに、大阪府の苦情処理委員会のような相談先を作る予定はありますか。
事務局	条例なども作っていきたいと考えており、その中で審議会なども設置する予定です。
議長	資料 3 第 5 章のご説明をお願いします。

事務局	○資料説明
議長	第 5 章について、ご質問・ご意見はありますか。
委員	P41「庁内推進体制」の「庁」はこれで間違いないか。
事務局	「町」ではなく、忠岡町の役場内という意味になりますので、それで間違いありません。
議長	1「庁内推進体制の整備」は役場内、3「住民、各種団体、企業等との連携・協力」は忠岡町全体を表していると考えてよろしいですか。
事務局	はい。
議長	議題 2「今後のスケジュール」について、ご説明をお願いします。
事務局	○議題 2 説明
議長	パブリックコメントはどのような形で求められるのでしょうか。
事務局	メールでも受け付けますし、投書箱も各施設に置いていきたいと思っています。
委員	計画書冊子は製本して配布するのか。
事務局	計画書の公開は、HPでの閲覧と、閲覧コーナーへの設置を考えております。製本したものは、議員の方や懇話会参加者、大阪府などにお届けする予定です。計画書は 200 部作成する他、概要版の作成なども考えておりますが、予算の都合上、数は限られてしまいます。
議長	議題 3「その他」について、ご説明をお願いします。
事務局	○議題 3 説明
議長	本日の懇話会の内容としては、来年以降実施して行く時に、最重要項目を明確にしていく方が実効性があるのではないかとご意見と、チェック体制を明確にしていく方が良いのではないかとご意見が出ました。

事務局	重点項目につきましては、各課との調整も出てきますので、時間がかかるかと思います。
議長	他にご意見、質問はございませんか。 それでは、私の議長の職はこれで解かせていただきます。
事務局	古久保先生、委員皆様方長時間にわたりまして、ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の懇話会を終わらせていただきます。 本日は、ありがとうございました。
	閉会